

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

智頭町は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳥取県智頭町長

## 公表日

令和7年3月12日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①収滞納状況の照会</li><li>②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼</li><li>③納付書等の返戻</li><li>④口座情報の管理、異動、照会</li></ul>
③システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
納付情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第24,44,85,100,127項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[      実施する      ]  <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<p>・情報照会は実施する 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条の表48,49,69,70,71,115,116,117,131,132,155項</p> <p>・情報提供は実施しない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	税務住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072-1 智頭町役場税務住民課 TEL:0858-75-4118
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072-1 智頭町役場税務住民課 TEL:0858-75-4118
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[      ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[      十分に行っている      ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

判断の根拠

システムを通じて利用できる事務へのアクセス制限を職員毎に限定しており、適切なアクセス管理を行っている。また、アクセスログの保存・確認が可能なため、権限のない者により特定個人情報を不正に入手されるリスクへの対策は十分である。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	評価実施機関における担当部署	税務住民課 課長 江口礼子	税務住民課長	事後	
令和7年3月12日	②事務の概要	<p>地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①収滞納状況の照会</li> <li>②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼</li> <li>③納付書等の返戻</li> <li>④口座情報の管理、異動、照会</li> </ul>	<p>・地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①収滞納状況の照会</li> <li>②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼</li> <li>③納付書等の返戻</li> <li>④口座情報の管理、異動、照会</li> </ul>	事後	
令和7年3月12日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第2.16.17.24.30.59.68項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第24.44.85.100.127項番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条、第68条	事後	
令和7年3月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の1.27.28.29.42.44.45.46.94.95の項	<p>・情報照会は実施する 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条の表 48.49.69.70.71.115.116.117.131.132.155項</p> <p>・情報提供は実施しない</p>	事後	
令和7年3月12日	請求先	税務住民課	〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072-1 智頭町役場税務住民課 TEL:0858-75-4118	事後	
令和7年3月12日	連絡先	税務住民課	〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072-1 智頭町役場税務住民課 TEL:0858-75-4118	事後	
令和7年3月12日	1. 対象人数 時点計数	令和4年2月28日	令和7年3月1日	事後	
令和7年3月12日	2. 取扱者数 時点計数	令和4年2月28日	令和7年3月1日	事後	
令和7年3月12日	8. 人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年3月12日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		申請書に記載された個人番号の確認、情報連携時による照会時の対象者の確認、個人番号及び個人情報が記載された申請書の廃棄についていざれど複数人での確認を徹底するため、人的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年3月12日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年3月12日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月12日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠		システムを通じて利用できる事務へのアクセス制限を職員毎に限定しており、適切なアクセス管理を行っている。また、アクセスログの保存・確認が可能なため、権限のない者により特定個人情報を不正に入手されるリスクへの対策は十分である。	事後	